

## 壱岐市農業委員会定例会（令和7年5月）

### 議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 ・番・委員 ・番・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程

- 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
- 第2. 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第21号 非農地証明願について  
議案第22号 違反転用について  
議案第23号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(出し手から農地中間管理機構)に対する意見について  
議案第24号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(農地中間管理機構から受け手)に対する意見について

### 7. その他

#### 開会（午前8:55）

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間前でありますが、只今より令和7年5月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員さん、・番・・委員さん欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中16名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第20号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、それでは1頁をお願い致します。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出さ

れたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が5件あがっております。

受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件の贈与、3件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 27番 土地の所在

郷ノ浦町永田触	字皿川	・	・	・	番	地目	田	面積	719m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積	612m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積	43m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積	479m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積	873m <sup>2</sup>
譲渡人		・	・	・	・				
譲受人		・	・	・	・				

経営地面積は、田が6396m<sup>2</sup>、畑が300m<sup>2</sup>、計6696m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人20年、妻20年です。

通作距離については10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月19日に・・委員さんと譲受人の父親の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

5月19日に事務局と譲受人のお父さんのもと現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農地を相続したものの、島外在住のため管理が難しい  
ということで、今回、譲受人に贈与するというものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声  
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第20号27番は決定します。  
続きまして、28番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

28番 土地の所在

勝本町仲触	字 川津	・・・番	地目	田	面積	287m <sup>2</sup>
同じく	字山田	・・・番	地目	畠	面積	1264m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	1714m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	162m <sup>2</sup>
勝本町西戸触	字嶋ノ神	・・・番	地目	畠	面積	3067m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	386m <sup>2</sup>
同じく	字大石	・・・番	地目	田	面積	1763m <sup>2</sup>
譲渡人	・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・					

経営地面積は、田が446m<sup>2</sup>、畠が2100m<sup>2</sup>、計2546m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有しコンバインをリースしております。

農作業歴は本人31年です。

通作距離については、近いところで10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料、落花生、きゅうりの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月21日に・・さん本人と確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、譲受人の・・・さんのお兄さんで島外に住んでおり、管理できないため、今管理している・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第20号28番は決定します。

続きまして、29番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

#### 29番 土地の所在

勝本町新城東触	字當山	・・・番	地目	田	面積	1214m <sup>2</sup>
---------	-----	------	----	---	----	--------------------

同じく		・・・番	地目	田	面積	2913m <sup>2</sup>
-----	--	------	----	---	----	--------------------

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が11910m<sup>2</sup>、畠が3335m<sup>2</sup>、合計が15245m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 島外への転出に伴い、売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料作物です。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、2tダンプを所有しております。

農作業歴は本人20年、妻5年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料、WCSの作付けでありますので、周辺への影響ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月19日に・・さん本人と確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外へ転出するということで、譲受人の・・さんが耕作されているので、買い受けて農作業に従事するということであります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第20号29番は決定します。

続きまして、30番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします

30番 土地の所在

勝本町片山触	字	参	まいり	番	地目	田	面積	208m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積 1609m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積 1570m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積 808m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	地目	田	面積 2366m <sup>2</sup>
譲渡人	・	・	・	・	・	・	・	・
譲受人	・	・	・	・	・	・	・	・

経営地面積は、田が42430m<sup>2</sup>、畠が12371m<sup>2</sup>、計54801m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外への転出に伴い、売却する。

譲受人 買い受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、WCS、飼料です。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、ディスクモア、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人30年、父60年、母50年、妻20年です。

通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、WCS、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月19日に事務局と本人に確認を致しました。

同じく譲渡人の・・さんの島外転出に伴い、管理ができないということで、現在耕作している譲受人の・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第20号30番は決定します。

続きまして、31番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

31番 土地の所在

勝本町片山触 字 西谷 ・・・番 地目 畑 面積 531m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が65200m<sup>2</sup>、畠が15926m<sup>2</sup>、合計が81126m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外への転出に伴い、売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料作物です。

トラクター、ホイルローダー、モア、マニュアシュプレッダー、軽トラックを所有しロールベーラをリースしております。

農作業歴は本人20年、妻30年、長男15年です。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。

5月19日に事務局と・・さん本人と確認を致しました。

同じく譲渡人の・・さんの島外転出に伴い、管理ができないということで、譲受人の・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第20号31番は決定します。

続きまして、議案第21号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願い致します。議案第21号6番の「非農地証明願について」次のとおり申請があつたので、調査審議の上決定の要がある。

6番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字京塚 ・・・番 台帳地目 畑 現況 道路 69m<sup>2</sup>

転用目的 道路

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成元年頃より道路として利用しており、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というもの

です。

位置図、現況写真は5頁から6頁です。

5月19日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っておりま  
す。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　皆さん、おはようございます。担当の・・です。

只今、事務局の説明のとおり、5月19日に・・さん本人の立会いのもとで、  
現地確認を行いました。

平成元年頃から、道路として利用されていたそうです。何ら問題はなかったと  
いう事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声  
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第21号6番は決定します。

続きまして、議案第22号「違反転用について」を議題といたします。事務局  
より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、7頁をお願い致します。

議案第22号「違反転用について」、農地法第5条第1項の違反転用につき、審  
議のうえ意見を付して報告の要がある。

1番　土地の所在

石田町筒城東触　字高浜　・・・番　地目　畠　面積　58m<sup>2</sup>

転用目的　事務所兼物置

違反転用者　・・・・・・・・

内容　令和6年5月頃から、許可を受けずに事務所兼物置として、利用してい  
る、というものです。

このことについて、4月8日に農業委員会から県に違反転用連絡票を送付し  
ましたところ、4月21日の回答において、「簡易手続き相当の違反案件の基準」  
に該当しないということで、農業委員会総会に報告して追認相当か否かを審議の  
うえ事案報告書により意見を報告するように指示がきております。

現地を確認したところ、原状回復は困難であり、周辺農地の営農に支障はあり  
ませんでした。

また、違反行為について申請者には悪意がなく再発の恐れもないと思われます。

当初から正式な手続きを行っていれば、許可相当として県へ送付していた事  
案であると判断しております。

写真、付近状況図は、8頁から9頁です。5月19日に・・委員と申請者の奥  
さんとの立会いの下、現地確認を行っております。以上事務局からの説明を終わ  
ります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　はい、・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局と一緒に5月19日に現地を確認いたしました。

内容につきましては、只今、事務局から説明があったとおりでございます。

・・さんは、事務所兼物置の設置について、以前転用した隣接する宅地に含まっているものと勘違いしてありました。

本人も反省しておりますので、この案件につきましては、追認許可相当としてやむを得ないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号1番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第23号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第24号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局　はい、議案の第23号と議案第24号は一括して説明させて頂きます。

はい、10頁をお願い致します。

議案第23号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

11頁をご覧ください。令和7年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、10頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が4筆で6610m<sup>2</sup>、5年間の田の新規が7筆で11411m<sup>2</sup>、10年間の畠の新規が1筆で811m<sup>2</sup>で賃貸借権設定の合計が田畠合わせて12筆で18832m<sup>2</sup>です。

続きまして、12頁をお願い致します。議案第24号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。13頁の令和7年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありますと、再度12頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第23号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第23号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第24号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から

受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第23号と議案第24号は原案のとおり決定します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　事務局からのその他の件ですが、

- ① 6月の定例会の日程　令和7年6月27日（金）9時～
- ② 農業委員会活動における重点活動の取組について（年金の推進を含む）
- ③ 研修旅行の視察希望について
- ④ タブレットの研修について
- ⑤ 農業委員の任命、推進委員の委嘱スケジュール

議長　　他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。